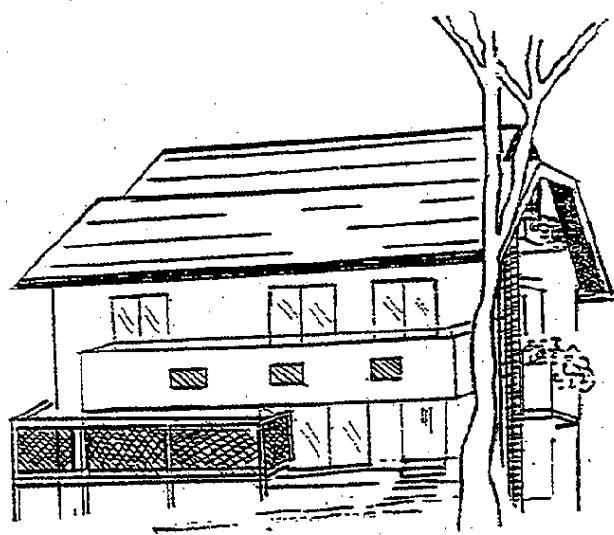


平成30年度 川口市住宅改修資金助成金のご案内

市内の住宅を改修する工事のうち、対象となる部分について費用の一部を市で助成します。内容をよく確認のうえ申請してください。



| | |
|------|---|
| 受付期間 | 平成30年 4月13日(金) から 平成31年 1月31日(木) まで (平成31年2月28日(木)までに完了報告書を提出できる工事に限る。) |
|------|---|

※受付期間内であっても、予算額に達し次第受付を終了します。

中核市 川口



川口市マスコット

「きゅぼらん」

2018.4.1 誕生

川口市役所 住宅政策課

住宅改修資金の助成について

この制度は、主として市内の景気活性化と既存住宅ストックの有効活用の促進を目的として実施しています。

●対象者

- ・ 川口市内の住宅のリフォームをお考えの方、または川口市内の中古住宅を購入しリフォームをお考えの方。（住宅の所有者及びその者から同意を得た2親等以内の親族。）
- ・ 申請日の時点で、市税を完納している方。（住宅所有者が申請する場合。）
- ・ 過去にこの制度の助成を受けていない方。（各個人住宅について利用できるのは1回のみ。）
- ・ 改修工事終了後に、1年以上にわたり居住する予定の方。（申請者または住宅の所有者のいずれかが居住。）

●対象住宅

- ・ 川口市内の個人住宅。
- ・ 店舗等の併用住宅・併存住宅の場合は、個人住宅部分。（ただし、個人住宅部分の面積が1/2以上の場合は自宅以外の部分を含んだ工事も対象。）※1
- ・ 集合住宅（分譲マンション）の場合は、個人の専有部分。
- ・ 地域の振興・安全安心のための利活用を希望する戸建て空き家。
- ・ 自らが居住することを目的に購入した中古住宅。

●対象となる工事

- ・ 契約・着工前の工事。（すでに契約している工事は助成の対象となりません。）
- ・ 市内に本社を有する事業者が行う、20万円（消費税を除く）以上の改修工事のうち下記の「対象となる工事」に該当するもの。
- ・ 期限（平成31年2月28日）までに完了報告書を提出できる工事。（天候不順等による期限延長は認めません。）

工事内容について（参考）

| | | |
|-----------|---|---|
| 対象となる工事 | ①バリアフリー性能を向上させる工事 | 通路等の拡幅、階段のこう配の緩和、手摺の取付け、居室・廊下・浴室の段差の解消、出入口の戸の改良、和式トイレから洋式への交換 他 |
| | ②環境性能を向上させる工事 | 窓の改修（2重サッシ、ペアガラス等）、床壁天井等の断熱改修、ヒートポンプの設置 他 |
| | ③住宅の長寿命化に資する工事 | 外壁塗装、屋上防水、屋根の葺替え、防腐防蟻加工、梁や柱の補強工事、耐震補強工事 他 |
| | ④機能性を向上させる工事 | システムキッチン・システムバスの導入、洗面台・トイレの交換、壁・床・天井の張替 他 |
| | ⑤防犯性を向上させる工事 | 防犯性の高い鍵への交換、防犯カメラ設置 他 |
| | ⑥三世帯同居のための工事 | キッチン、浴室、トイレ、玄関を複数箇所設置するための工事 他 |
| | ⑦所有する1年以上の戸建て空き家を利活用するための改修工事 | 地域の振興、安全安心に寄与する用途の建物として利活用するための改修工事 他 |
| ⑧対象外となる工事 | 家庭用電化製品等の購入費及び付帯工事 蓄電池の設置及び付帯工事 生垣撤去・石垣改修 | |

●対象とならない工事

- ・ 市が実施している同様の助成制度等の対象となる工事。（他の助成制度の受付期間が終了し、助成を受けられない場合も含む。）
ただし、既存建築物耐震改修補助金・空き家利活用補助金については、当制度と併用可能。

※1

個人住宅部分が店舗、事務所、賃貸住宅と一体となっている建物で、屋根や外壁等、建築物全体を改修する場合は、以下の計算方法により対象工事費を算出します。

$$\text{該当する部分の改修工事費} \times \frac{\text{個人住宅部分の床面積}}{\text{建築物全体の床面積}} = \text{対象工事費}$$

ただし、一体となっている店舗等が川口市商店改修事業補助金制度の対象業種となっており、個人住宅部分の床面積が全体の1/2以上の場合は工事全体（店舗部分、建築物全体の改修）が対象となります。

●助成金額

- 改修工事費用（消費税を除く）× 5% = 助成金額
ただし、上限は10万円とし、千円未満の端数は切り捨て。

●申し込み方法

住宅政策課の窓口へ下記書類を提出してください。なお提出された書類は返却しません。

■ 必ず提出するもの

- 川口市住宅改修資金助成金交付申請書
- 改修工事見積書の写し
消費税を除いた合計額の記載があり、有効期限内のもの。
- 着工前の現場写真（様式第8号）
すべての工事箇所について番号・工事箇所を記入し写真を添付。
※申請時に添付が困難なものは着工までに写真を撮影し、完了報告書とあわせて提出してください。
※外壁塗装工事等でベランダの塗装・防水がある場合はベランダの写真も提出をお願いします。

■ 本人以外が申請手続等を代行する場合に提出するもの

- 委任状（同居されている親族の方であっても申請者以外の方が提出される場合は必要となります）

■ 店舗付き住宅等で案分が必要な場合、所有者等の確認が必要な場合に提出するもの

- 建物登記事項証明書（建物登記簿謄本）

■ 申請書の確認同意欄に署名がない場合に提出するもの

- 住民票
- 本市市税に未納がないことの証明書（住宅所有者が申請をする場合）

■ 空き家を利活用する場合にのみ提出するもの

- 申請日の時点で1年以上居住者又は利用者のいない建築物であることを証する書類

■ 建築物の所有者より同意を得て、2親等以内の親族が申請者となる場合にのみ提出するもの

- 同意書（様式第9号）
- 建物の所有者と2親等以内であることが確認できる書類
（戸籍謄本または、続柄入り住民票のコピー）

■ 中古住宅を購入し改修する場合にのみ提出するもの

- 住宅取得の契約書

上記必要書類が完備されない場合、受付できません。

なお、書類審査の上で上記以外の書類提出を求める場合があります。

●工事完了の報告

工事完了後、期限までに下記書類を提出してください。なお提出された書類は返却致しません。

■ 必ず提出するもの

- 川口市住宅改修資金助成金工事完了報告書
- 改修工事の契約書等の写し
印紙税法第2号文書に記載される印紙を添付したもの。
契約日が明記されたもの。
- 申請者名義の工事費領収書またはその写し
印紙税法第17号文書に記載される印紙を添付したもの。
消費税額が記載されたもの。
- 完了後の現場写真（クリアー塗装や防腐防蟻加工等の場合、作業中の写真も提出していただきます。）
申請時に提出した現場写真と番号、工事箇所、撮影方向を揃え、工事の前後の比較がしやすいようにしてください。

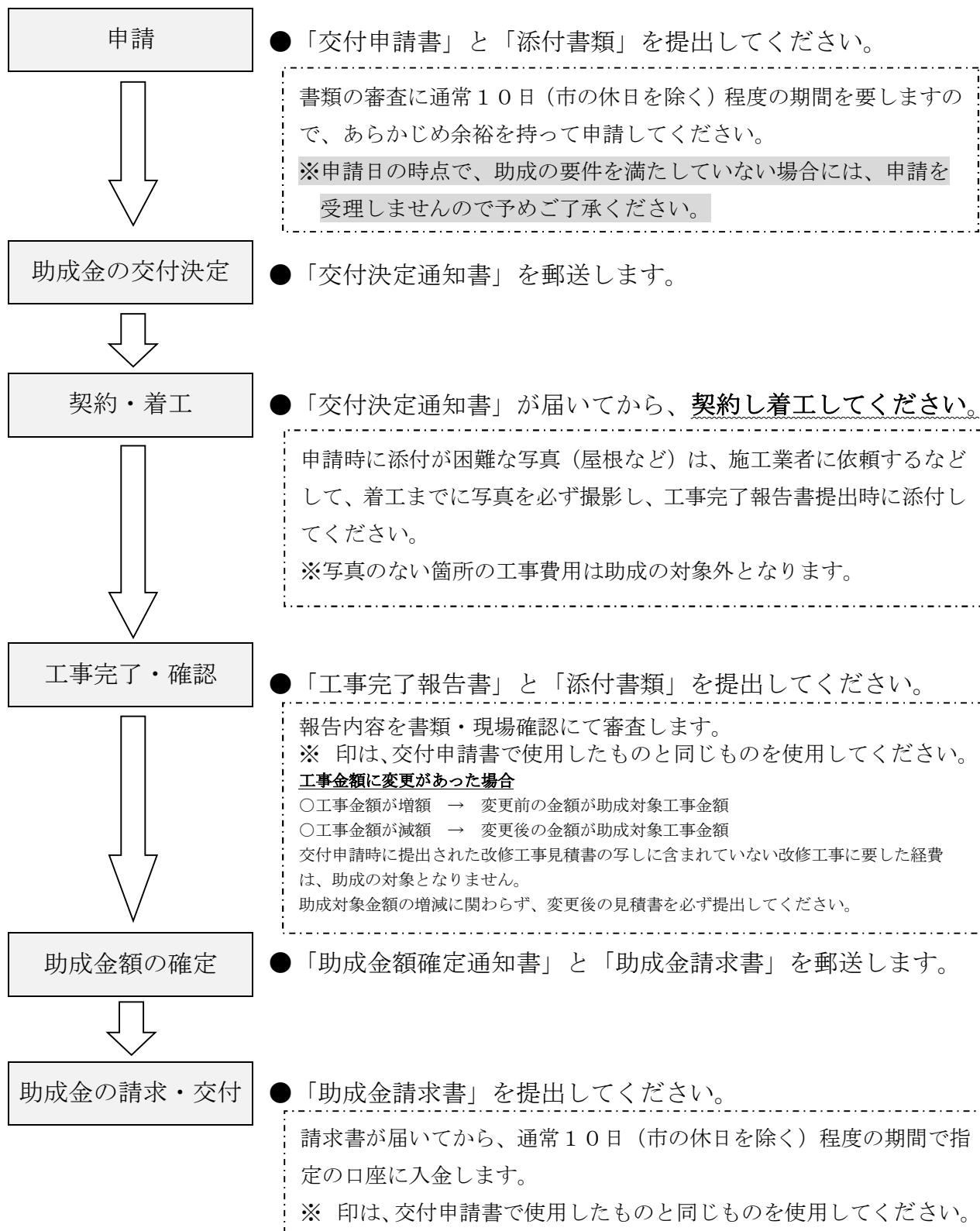
■ 該当する場合にのみ提出するもの

- 指摘された関係書類（申請後の書類審査で指摘があった場合）
- 変更後の見積書の写し（工事金額や工事内容に変更があった場合は必ず提出）
工事金額が減額となった場合は助成金額も減額となりますが、増額した場合には助成金額の増額となりません。ただし、変更により助成金額に変更がない場合であっても提出してください。
- 建築基準法第7条に基づく検査済証（建築確認申請が必要な工事があった場合）
- 中古住宅取得後の建物及び全ての土地の全部事項証明書
（中古住宅を購入し改修した場合）

上記必要書類が完備されない場合、助成の対象となりません。

なお、書類審査の上で上記以外の書類提出を求める場合があります。

●申請から助成金の受け取りまで



●申し込み・問い合わせ先

川口市役所 鳩ヶ谷庁舎4階 住宅政策課

川口市三ツ和1-14-3

電話 048-242-6326（直通）

